生命保險問題110番回

近時、生命保険を巡る消費者保護に重大な懸念が生じる事態が相次いで発生している一方で、生命保険については、仕組みが難解で、法的にも複雑であり、消費者において被害に気づかない、あるいは、被害に気づいても自身では対応できずにいる方も多くおられます。

そこで大阪弁護士会では、生命保険に関する消費者被害にあった消費者からの相談を広く受けるべく、以下のとおり「生命保険問題110番」を実施いたします。トラブルを抱えてお悩みの方はどうぞお気軽にお電話ください。

日 時:2019年10月1日(火)

午前10時~午後4時

TEL: 06-6366-5710

※ 上記電話番号は、110番当日のみの専用ダイヤルです。

※ 相談料は無料ですが、通話料はご相談者様負担となります。

同様の110番については、兵庫県弁護士会(9月27日)、京都弁護士会(10月2日)、 奈良弁護士会(10月3日)においても実施される予定ですので、併せてご案内申し上 げます。詳細は各単位会にお問い合わせください。

連絡先:06-6364-1227